大阪農業時報
発行所
大阪府農業会議
大阪市中央区農人橋２-1-33
JAバンク大阪信連事務センター3階
電話 直通 06(6941)2701～2
http://www.agri-osaka.or.jp
発行人 中谷　清

年金のお受け取りはJAで
JAバンク大阪(JA/信連)
JAバンク大阪へ　検索

主な記事

◎組織設立、規約等4議案を承認
理事には発起人全員が就任
おおさか農委女性協設立総会……2面
◎大阪府農業経営者会議第55回総会……3面

農地を次世代に継承する取り組みを推進

８年度事業計画等を承認・第162回臨時総会

農業会議は3月23日、大阪市内・シティプラザ大阪で第162回臨時総会を開催した。令和7年度収支予算補正、令和8年度事業計画及び収支予算等の6議案について、それぞれ原案どおり承認された。
総会には来賓として原田大阪府環境農林水産部長らが臨席。会員99人全員（書面表決者及び表決委任者含む）が出席した。

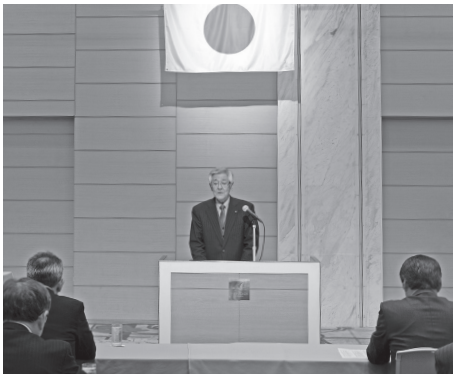

中谷会長は冒頭のあいさつで、2月4日、原田部長に令和8年度大阪府農業施策に関する意見書を手交し、担い手の確保・育成や収益性の高い農業の実現等について依頼したことを報告。

大阪府農業委員会組織としては、農地の出し手と受け手の意向の丁寧な把握に基づき土地利用調整を進めることが重要であり、農委による地域の実情に応じた農地利用最適化活動が欠かせないため、引き続き取り組みへの尽力を求めた。

続いて、原田大阪府環境農林水産部長が来賓としてあいさつ。大阪農業の特色である高収益型農業を更に進展させるため、トップランナー農家の育成や農業ＤＸの推進等を通じて単位面積当たりの算出額全国1位の実現に取り組むとし、農委には、担い手への農地集積・集約化や新規就農者への農地マッチング等の利用調整において、地域の中心的役割を担ってほしい、と話した。

6議案を原案通り承認

議事では、令和7年度収支予算補正、大阪農業の実情に即した政策提案活動の強化や、地域計画の実行に向けた農委への支援などを盛り込んだ令和8年度事業計画・収支予算、借入金最高限度額、会費の金額及び徴収方法、預入先金融機関に関する6議案を上程し、全て承認された。

総会終了後には、「おおさか農業委員会女性協議会」設立総会が開催され、府内女性委員や農委会長等に見守られながら同協議会が発足した（2面に関連記事）。

（田村）

府内女性農委組織、新たに発足

おおさか農業委員会女性協議会

おおさか農業委員会女性協議会は3月23日、大阪市内・シティプラザ大阪で設立総会を開催。総会には来賓として大阪府をはじめ、農業会議、近畿農政局、府農協中央会など16人が臨席。会員となる府内女性委員の他、農委会長等69人が出席した。冒頭、発起人代表として熊取町農委・大屋満喜委員が挨拶した。

風速計

中東情勢の悪化が深刻だ。双方の攻撃やホルムズ海峡の封鎖で原油価格が高騰。国内ではガソリンなど燃油が高くなった◆政府は石油備蓄の放出やガソリン補助金の再開など対策を講じているが、中東情勢が落ち着くのが先か、これらの支援策が尽きるのが先か、見通せない。さらに、石油由来の化学肥料・農薬・生産資材などの価格も上昇し始めている◆一方で、昨年は米の店頭価格が高騰したため売れ行きが鈍るとともに、直近2年間ではパスタの消費が3億食増加するなど、主食の消費動向が変化している。田植えを目前に、生産資材の高騰と米消費の減少という、まさに泣きっ面にハチの状態◆これらにどう対応すればよいのか、難しいところだが、周囲に多くの消費者がいる大阪農業ならではの強みを活かし、消費者に生産者の思いや苦労を伝え、理解を得ることが大切だ。

（藤岡）

おおさか農委女性協設立
理事には発起人全員が就任

「おおさか農業委員会女性協議会」は、これまで、府内女性委員15人を発起人として設立に向けての検討を重ねてきた。3月23日、府内女性委員の相互研さんと交流や情報交換・共有を通じ、農業委員会委員としての資質向上を図るとともに、多様な経験を活かした活動を強化し、地域農業の振興に資することを目的として、設立総会を迎える運びとなった。

総会の冒頭、発起人代表として熊取町農業委員会の大屋満喜委員があいさつ。農業委員会における地域計画の実現に向けた取り組みに触れ、「本協議会の活動を通じ、この取り組みを推進し、地域農業の発展に寄与できるよう、試行錯誤しながら活動を展開していきたい」と意気込みを語った。

続いて、来賓として大阪府環境農林水産部の田中整備課長、農業会議の中谷会長がそれぞれ祝辞を述べた。

議事では、組織設立、規約の制定、理事の選任、活動計画について上程され、いずれも原案どおり承認された。発起人全員が理事に就任した。

理事会で会長、副会長を選任

総会終了後には、新理事による理事会を開催。役員の選任について審議し、会長に熊取町農委の大屋満喜委員、副会長には豊中市農委の髙島邦子委員、富田林市農委の岡田奈未子委員、泉南市農委の立道智恵委員がそれぞれ選任された。

個性・多様な経験活かし活動を
おおさか農委女性協研修会

総会終了後には研修会を開催。はじめに、全国農業委員会女性協議会の道下会長による事例報告が行われた。道下会長は、全国農委女性協及び自身が会長を務める女性委員組織・農業委員会ウーマンネット広島の活動について報告。また、組織設立に際し「今後大阪からの活動事例や情報が全国に広がっていくことを期待している」と参加女性委員にエールを送り、大屋会長に花束が手渡された。

続いて、「あなたらしさを活かす活動のために―『農業委員会の女性をめぐる現状と課題に関するアンケート』集計結果より」をテーマに、摂南大学現代社会学部の藤井和佐教授による講演が行われた。以下、講演要旨（数値は暫定）。

【講演要旨】

昨年、全国の各府県農業委員会女性組織の理事・監事を対象に、全数調査を実施し、186人より回答があった。回答の約7割が3期以上委員に在任している方々で、推薦母体（複数回答）は、地区や自治会（25・7％）、自薦（19・6％）、女性農業者組織・女性団体（18・4％）などであった。

女性の委員増に最も重要なこととして、女性自身の意欲（31・4％）に加え、家族の協力（16・1％）、固定的性別役割分担意識の打破（9・3％）などが上位であった。

そして、女性組織があってよかったこと（複数回答）としては、仲間づくりができた（84・2％）、情報が入手しやすくなった（60・7％）、地域農業への関心向上（46・4％）、農政への関心向上（42・1％）などが上位を占めた。

特に市町村農業委員会で女性が少数派の場合、女性組織で仲間ができることは強みとなる。また、組織活動における研修の機会の増加が、情報入手や委員としての意識醸成に成果を見せているようである。

藤井和佐教授

多様性で「場」の質の確保へ
女性の参画で活性化を期待

農業委員会における女性登用の重要性については、前提として、1979年に国連総会で採択された「女性差別撤廃条約」を1985年に日本が締結しており、条約を守ることは義務であることを強調したい。女性が農業委員会にいない状態は、女性の権利の行使と義務の遂行を認めていないことになる。

農業委員会における女性割合三〇％という目標の達成はあくまでも手段であり、農業委員会という「場」の多様性の確保が目的である。男性とは異なる経験を持つ女性が参画することで農業委員会という「場」の質の変化＝活性化が期待できる。意思決定の在り方についても変化を促せるのではないか。現在各市町村で取り組む地域計画の実現には、地域の女性の力が必須である。各々の個性＝あなたらしさを存分に活かして、委員活動に取り組んでいただきたい。

＊JSPS科研費23K11685による共同研究の成果

（中島）

大阪府農業経営者会議 第55回総会

田中調査官の講演に聴き入る参加者

大阪府農業経営者会議は2月27日、大阪市内・KKRホテル大阪で第55回総会を開催した。

総会では令和7年度事業実績報告及び決算、令和8年度事業計画及び予算について、いずれも原案どおり承認された。

総会終了後、同会場で大阪府農業経営者会議、大阪府農業会議の共催で中央研究会（大阪農業担い手研修会）を開き、農業者など57人が出席。「経営政策のこれまでとこれから」をテーマに農林水産省経営局経営政策課の田中和也調査官が講演した。

田中調査官は、戦後の農政が昭和36年制定の農業基本法を踏まえながら進められたことに言及。その後平成11年に食料・農業・農村基本法が制定、令和6年の改正では食料安全保障の確保とともに農業経営体の経営強化の重要性が改めて位置付けられたことを説明した。

一方で、担い手不足が深刻化しており、農水省の試算では、令和12年までの10年間で経営体が半減する可能性があると指摘。

こうした状況を踏まえ、生産基盤を維持するためには新たな担い手の確保に加え、担い手となる経営体が安定して経営を継続できるよう支援することが不可欠であるとして、現在農水省が関係機関・団体とともに進めている各種支援事業を紹介した。

黄綬褒章を祝う

元会長・木下良三氏 元副会長・霜野繁治氏

平成5年から6年間会長を務められた木下良三氏（岸和田市）、平成9年から5年間副会長を務められた霜野繁治氏（堺市）がこのほど黄綬褒章を受章されたことを受け、総会当日は参加者らが両氏を祝福した。

（沼田）

技術の共有で営農効率化 近畿アグリハイテク 公開セミナー

NPO法人近畿アグリハイテクは2月20日、「課題解決から生まれる農家発イノベーション」をテーマに、キャンパスプラザ京都で「近畿アグリハイテク公開セミナー」を開催した。

第1部では農業者3人による講演、第2部では講師への質問や参加者同士でアイデアの情報交換などを行う交流会を実施。生産者、農業大学校、農業関係団体、公設試験研究機関など53人が出席した。

第1部の冒頭では、柏原市でブドウを栽培する稲清農園の稲山純生さんが講演。気温だけでなく湿度にも対応可能な遠隔開閉機能付きハウスの自動開閉装置と、水位が一定に達するとスマートフォンに通知する遠隔水位監視システムの説明を行った。独自開発により市販品と比較して安価かつ高機能を実現し、製作ノウハウはインターネット上で無償公開している。

続いて、和歌山県でパプリカの施設栽培を行うあゆみ農園の代表・西歩さんがフリーソフトを用いて自作した環境計測機器と制御機器について解説。環境計測データの分析結果を基に、ハウスの開閉作業や灌水作業を自動化する取り組みを紹介した。

最後に埼玉県でチンゲンサイやサトイモなどを生産する株式会社イモテックの塩川武彦さんが登壇。野菜の自動選別を行う装置「ロボせんか」を披露し、実演を交えながら開発の経緯や活用した技術について語った。

セミナーの後には、生産現場や地域で課題解決につながった技術や経験を営農改善に生かす「農の知恵を共有する生産者のネットワーク」の設立が提案され、稲山さんがリーダーに推薦された。

「農家一人ひとりの創意工夫やこだわった栽培により高品質の農産物が生み出されている点は日本農業の強みだが、各農家の取り組みをひとまとまりの仕組みとして抽出し、共通して活用できる技術を外部企業が開発するのは難しい。省力化や定量化の技術を活かすには、農家自身が機器を自作できる環境を整えていく必要がある」と話す稲山さん。「未経験者がいきなり技術開発に挑むことは簡単ではないが、このネットワークを通じて情報を発信し、農家が効率化に向け機械開発の第一歩を踏み出す支援ができれば」と意欲を語る。

（林佑）

交流会で参加者からの質問に答える稲山さん（中央奥）

農地法審査手続の留意点を解説

農地法等研修会

農業会議と大阪府農業委員会職員協議会は3月2日、大阪市内・大江ビルで農地法等研修会を開催した。

研修会ではまず、弁護士の本木賢太郎氏が「行政法概観・農地法関係行政事務従事者向け」と題して、農地法業務に際して覚えておくべき行政手続法、行政争訟の基本事項や留意点を解説した。

続いて、農業会議事務局から、相談が増えている系統用蓄電所への転用に関する基本的な審査項目など、今年度に農地法等業務推進検討会で取り扱ったテーマの一部を報告した。

本木賢太郎氏

【講演要旨】

行政手続法は第一章から第七章で構成されており、第二章で申請に対する処分、第三章で不利益処分に関する事項を規定している。同法をベースに各地方公共団体が行政手続条例を定めており、職員の手続きの根拠は各条令である。

行政手続法にいう違法性には実体的違法と手続的違法があるが、行政が指摘される際には、大きな違法も小さな違法も漏れなく指摘されるため、手続的違法を指摘されないためにも、行政手続法の理解が欠かせない。

申請に対する処分に関しては、行政庁はできる限り具体的な審査基準を定めて公開するとしており、農地法においてベースになるのが農地法関係事務に係る処理基準である。

また、「申請に対する審査、応答に関しては、申請の形式上の要件に適合しない申請には相当の期間を定めて補正を求めること等が定められており、許可を留保されたままでの行政指導にはもはや協力できないとの意思を真摯かつ明確に表明している場合には、行政指導に対する申請者の不協力が社会通念上正義の観念に反するといえるような特段の事情が存在しない限り、許可の留保は違法となる」との最高裁判例があることも留意されたい。

行政指導については一般原則が同法第32条に記載されており、あくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものである。行政行為と異なる柔軟な対応を可能とする手法であり、必ずしも法律の根拠を必要としないと解されている。

裁量権の逸脱・濫用は厳禁

救済手続きとして行政不服申立制度や国家賠償法があり、行政職員はこれらに基づいた主張をされる可能性を理解したうえで業務に当たることが重要。

行政庁に裁量が認められる場合であっても、判断の基礎とされた重要な事実に誤認があること等により重要な基礎を欠くことになる場合や、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らして著しく妥当を欠くと認められる場合には、裁量権の逸脱・濫用により、当該処分は違法となる。

（田村）

農地法関係事務処理の手引きを改訂

大阪府、大阪府農業委員会職員協議会、農業会議はこのほど、農業委員会の農地法業務従事者が使用する事務処理の手引きを改訂した。前回改訂から2年が経過し、この間の法制度改正や課題案件への対応方法などを反映している。

農地法第3条関係の変更箇所は、法改正に伴う国籍が日本でない者による農地の権利取得に関する点や、経営認定発展法人に関する事項を記載した点、様式に農地法その他法令遵守の状況が追加された点などである。

農地法第4・5条関係については、日頃相談が多い農地区分や許可不要の場合について整理するとともに、地域計画の指定の有無との関係や、地区計画等に基づく大規模開発案件に係る土地利用調整上支障のある事例などについて変更・追記した。

この他、農地法第18条の賃貸借の解約等の相談対応には慎重な対応が求められることや、同法第43条に規定する農作物栽培高度化施設に関する運用の明確化のための通知内容の反映、違反転用への対応における違反の公表の項目などを追加した。

（田村）

月間農政ファイル

2・21～3・20

2・26　農水省は、令和6年の農作業事故死亡者数は287人となり、前年より51人の増加と公表した。令和元年度以来5年ぶりで、過去2番目の増加人数。農業機械作業に係る事故が最多で156人（全体の54・4％）、次に熱中症によるものが59人（同20・6％）。

3・11　農水省は、令和8年産の主食用米の作付意向は1月末時点で前年より0・6万㌶減の136・1万㌶と公表した。備蓄米は1・4万㌶。平均単収（538㌔／10㌃）で計算すると主食用米の生産量は732万㌧、備蓄米の生産量は8万㌧になる見込み。

3・17　政府は、農業近代化資金融通法の改正案を閣議決定した。地域計画に位置付けられた担い手を中心に、農地の受け皿となる経営体の規模拡大や事業多角化に伴う資金需要の増大に対応するため、貸付限度額を引き上げる。現行の貸付限度額は個人農家1800万円、農業法人2億円。改正案では個人2億円、法人7億円に拡大する。

企業発の体験型農園

小学校と連携し収穫イベントも

島本町・いちごｄｅいちえ

服飾資材の輸出入やフランチャイズの飲食店業を手掛ける（株）ギャップコーポレーションはアグリ事業部を立ち上げ、２０２３年に島本町でイチゴ農園「いちごｄｅいちえ」を開設。ハウス約12㌃で、紅ほっぺや章姫など6品種を生産している。

同社はコロナ禍で飲食店業に大きな影響を受けたことを契機に、「自分たちが口にするものを自分たちで作れるように」との想いから、農業参入を決意した。

アグリ事業部の松村薪子さんは農業参入にあたり、府立農業大学校で栽培技術などを学んだほか、府が特定の品目に特化して実地研修を行う「いちごアカデミー（北部）」も受講し、認定新規就農者となった。農地の借り受けでは同町農業委員会の斡旋を受け、各種手続きについても手厚い支援を受けたという。

現在は同社の経営理念「ワクワクするような社会を実現する」のもと、イチゴ狩りによる収穫体験の提供のほか、いちごミルクやいちご大福などの加工品販売にも取り組んでいる。

「農業を通じて地域を活性化させたい」と話す松村さん。ハウスの目の前にある島本町立第四小学校と連携し、種まきや収穫体験などさまざまなイベントを実施している。ハウス内には、児童がデザインした品種紹介のイラストや、自分が植えたイチゴに名前を付けた名札が掲げられており、イチゴ狩りに訪れる客からも好評だ。

３月４日には、同小学校の６年生が卒業前の最後の行事としてイチゴ狩りを体験した。この取り組みは毎年実施しており、今年で３年目。参加した児童たちは夢中でイチゴを収穫し、笑顔を見せていた。

今後について、松村さんは「自社オリジナルの飲食店を立ち上げ、イチゴや加工品を販売したい。また他事業の社員に向けた福利厚生として、自然に触れる機会を提供できれば」と展望を語った。

（林佑）

児童に収穫方法を指導するいちごdeいちえのスタッフ

なにわ農業賞受賞者紹介92

柏原ぶどう産地の維持に尽力

柏原市・巳波　生治さん

令和２年に「なにわ農業賞」を受賞した柏原市の巳波生治さん(65)は、息子の直也さん(27)と約1㌶のハウスでブドウを栽培している。

代々農業を営む家に生まれた生治さんは、昭和53年に就農。当初は露地栽培のデラウェアと水稲に取り組んでいたが、作業の集約化と効率化を図るため、ハウス栽培のデラウェアに作目を絞り込んだ。

現在は加温・無加温1重被覆、無加温2重被覆と作型を組み合わせることで作業時期を分散し、効率的な生産体制を構築している。近年ではハウスの自動開閉装置や温度監視装置などＩｏＴも導入し、省力化にも取り組む。

「デラウェアは大粒の高級品種に比べて単価が伸びにくく、栽培には経験や適した土壌条件が必要なため、新たな生産者の確保が難しい」と話す生治さん。現在の栽培面積を維持しながら、デラウェアを大切に守っていきたいという。

地域での活動にも積極的で、都市住民を対象に柏原ぶどうの魅力をＰＲする「ぶどう祭り」での朝市や「柏原ぶどうプロモーション」での飲食店とのコラボイベントなどに協力してきた。また「ＪＡ大阪中河内柏原ハウスぶどう出荷組合」の一員として、生産者同士の情報交換や市外での販売を通じ、柏原ぶどうの認知向上にも取り組んでいる。

農業委員としての活動も長く、現在４期目を務める。遊休農地の現地確認や地域計画策定に係る座談会への出席のほか、市が担い手向けに開催する「柏原ぶどう担い手塾」の剪定講習会では委員として指導に携わり、枝を残し過ぎない短梢栽培の普及にも尽力している。また大阪府「農の匠」として新規就農者へ助言・指導も行うなど、地域農業の維持と発展に貢献してきた。

令和元年には、直也さんが府立農業大学校を卒業して就農。これまで販路は市場出荷が中心だったが、直也さんはＳＮＳを活用した販売方法にも挑戦している。

生治さんは「息子も就農して人手が増えたので、規模拡大して大粒ブドウの栽培も始めたい。息子には時代に合わせた販路の確保など新しいことに挑戦しながら、自分のやりたいことを自由に進めてほしい」と話す。

（林佑）

「ブドウ栽培は剪定が基本」と話す生治さん

有機農業の普及と販路拡大へ
大阪府がセミナー開く

パネルディスカッションの様子

大阪府は3月16日、府が推進する「Osaka AGreen Action（※）」の一環として、環境に配慮した農業の普及と有機農産物の販路拡大を図るため「有機農業&Osaka AGreen Actionセミナー」を開催。農業者、販売事業者、飲食店関係者など会場とWEBを併せて34人が出席した。

セミナーでは、生産者・仲卸・販売店の担当者が登壇し、有機農業の現状や課題などをテーマに、パネルディスカッションが行われた。

初めに、有機JAS認証などを取得して門真市と高槻市でスプラウト類を生産している㈱中野農園の林昌幸営業部長が「付加価値のある高単価の野菜として有機農産物に関心を持つ生産者が増えている」と述べた一方、認証取得や管理業務などの負担が課題となると指摘した。

次に、府中央卸売市場で青果仲卸として大阪産（もん）や有機農産物を取り扱う㈱林田商店の福井基夫氏が、有機農産物は価格面の問題から消費者への浸透が十分でないとしつつ、「慣行栽培の野菜価格の高騰で価格差が縮まると需要が増加した。近年は量販店での取り扱いも拡大している」と実態を説明した。

最後に、北大阪でフードマーケット「トップワールド」を展開する不二商事㈱の石田幸男氏は、「有機農産物の販売数量は2021年度から2025年度で約10倍に増加した。安心・安全志向の高まりが要因」と説明。価格重視の消費者の理解は容易ではないが、有機農産物専用コーナーの設置でリピーターの獲得につなげているとした。

セミナーの終了後には登壇者がブースを設けて、参加者との自由交流会を実施。質問対応や商品取引、今後の連携について意見交換が行われ、活発な交流が見られた。（林佑）

※おおさかアグリーンアクション。適切な地球環境を次世代へつなぐため、「食」と「農とみどり」の分野で今すぐできる環境にやさしい行動を指す造語

天気のおっちゃんのコラム
第二十五回　「危険警報その一」

気象予報士、元普及指導員
森田　彰朗

警報・注意報が大きく変わる

気象庁は、本年5月下旬から大雨に関する警報、注意報が大きく変わると発表しました。農業分野でも大切な情報ですので、今号から3回に分けて、この内容をご紹介します。

防災情報の警戒レベルも発表

変更内容の説明の前に、避難などの基準になる気象情報には、その重大性に応じて、警戒レベルがあるということをご存じですか。レベル3が「高齢者等避難」、レベル4が「避難指示」、レベル5が「緊急安全確保」に、それぞれ相当します。今回の改正によって、「レベル3大雨警報」、「レベル5大雨特別警報」と、それぞれの情報が、どのくらいの危険度（レベル）なのかわかるよう、発表の際に単に○○警報というだけでなく、警戒レベルも示すようになります。

新設の危険警報とは

これまでも、大雨警報はレベル3相当だったのですが、気象庁が出す警報等で、明確にレベル4に相当するものはなかったのです。そのため、河川の氾濫危険情報や土砂災害警戒情報など、レベル4相当の情報が出ても、一般には中々わかりにくい情報でした。今回の改正で、防災上一番大事なレベル4に相当する情報を、わかりやすく明確にするため、新たに「危険警報」という情報が出されることになりました。これに伴い、従来の大雨警報と洪水警報が、別図のように、大雨警報、氾濫警報、土砂災害警報に変わります。大雨関係の警報等の変更点については、次号で詳しく解説します。

令和8年5月下旬（予定）より
気象の警報などが大きく変わります

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

- 警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます
- 河川の氾濫の危険度の伝え方が変わります（特別警報の新設など）
- 「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます

ワンポイント農業気象（4月）

遅霜（霜注意報に注意）
前線・低気圧による突風（春の嵐）

令和8年度・農業会議事業計画

政策提案の充実と地域計画の実行支援に重点

昨年に新たな食料・農業・農村基本計画が改定され食料安全保障が謳われたが、「令和の米騒動」にみられるようにその強化が喫緊の課題となっている。

府内約330地区で地域計画が策定されたが、農業委員会には今後、地域計画の実行（実現とブラッシュアップ）に向けた取り組みが課題となっている。

こうしたなか、令和8年度事業計画では、①大阪農業の実情に即した政策提案活動の強化、②地域計画の実行と農地利用最適化に向けた農委への支援・協力、③都市農地の保全と利用促進、④大阪農業の持続的な成長を支える多様な担い手の確保・育成、⑤会員組織等との連携強化による事業推進―の5つの取り組みに重点を置いた。

政策提案活動では、基本計画関連施策の展開方向に対して、JAグループ等と連携して、大阪農業の実情を踏まえた的確な政策提案を実施する。

農委への支援では、昨年度に引き続き、府委託事業「地域計画実現対策事業」を実施するなど、地域計画の実行に向けた農委に期待される役割が果たされるよう支援活動を充実する。

都市農地の保全と利用促進では、府と連携して厳正な農地行政に向けた農委への助言・協力を行うほか、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の推進を図る。

担い手に関しては、関係機関・団体と連携して、収益性の高い農業経営はもとより、中小・家族経営等、多様な担い手に対する経営支援を行う。

また、会員である市町村、JA等農業団体との協力体制をより一層強化する。（北川）

第120回常設審議委員会

農業会議は3月18日、第120回常設審議委員会を大阪市内・JAバンク大阪信連事務センターで開いた。

第1号議案の農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取に回答する件（高槻市、茨木市、豊能町、和泉市、岸和田市（営農型太陽光発電施設を除く）、泉南市、堺市、河南町、松原市、大阪狭山市、枚方市、交野市農業委員会会長）17件（2万960平方㍍）を許可やむを得ないと認め、回答することを議決した。

また、岸和田市の営農型太陽光発電施設、支柱部分2・71平方㍍を転用する農地法第5条の規定に基づく案件1件については、太陽光パネル下で適切な営農が継続されるよう、引き続き、申請者に対する指導を徹底されたいとの意見を付して、許可やむを得ないと回答することを議決した。

【第1号議案】

	件数	面積（平方㍍）
第4条	2	2335
第5条	16	1万8628
合計	18	2万963

（農地区分別件数は、3種農地6件、2種農地8件、1種農地2件、農用地区域内農地2件）

府収入保険推進協臨時総会

大阪府農業共済組合（吉田一之組合長理事）は3月5日、堺市内の新事務所で令和7年度第4回大阪府収入保険推進協議会臨時総会を開催し、令和8年度以降の本協議会の取扱い等について協議した。国の支援事業は令和7年度で終了するが、引き続き府・JA・農業会議の協力のもと本協議会を運営することを決定し、8年度の加入推進取組計画を承認した。

収入保険については、令和8年1月時点の全国の加入者は個人・法人合わせて1万612経営体で、全国的に加入の伸びは鈍化傾向にある。大阪の3月時点の加入者は380経営体で、前年から30経営体の増加となっている。（光崎）

地域農業活性化をテーマに講演

南河内地区農委講習会

南河内地区農業委員会連合会（会長・奥野晋也羽曳野市農委会長）と農業会議は3月13日、同市立生活文化情報センターで令和7年度南河内地区農業委員会講習会を開いた。

講習会では、株式会社ファームサポーターズ・ラボ代表取締役の岡部由美子氏が「地域農業の活性化に向けて」をテーマに講演した。

講演の中で岡部氏は、経営規模が小さいなど大阪農業の特徴にふれた上で、それぞれの地域農業の実情を踏まえた地域計画の重要性について指摘した。

これまで指導にあたった新規就農者の事例を紹介。変化の早い時代の中でいつまでも必要とされる人材となるためには、社会人としての基礎的な能力に加え、様々なことを積極的に学習していこうとする姿勢が大切だとした。

農業委員・農地利用最適化推進委員の強みは「人脈」と「情報」であることを強調し、これらを活かして地域農業の活性化に向けた取り組みを進めてほしいと訴えた。（北川）

各地区で職員協議会を開催

2月20日に南河内地区、2月25日には三島地区で、それぞれ農業委員会職員協議会が開催された。業務推進検討会の検討内容・改選等の業務上課題について協議・意見交換がなされた。農業会議からは、おおさか農業委員会女性協議会の設立総会及び研修会の開催に際し、管内女性委員への周知を呼び掛けた。

電車がマルシェの会場に
近鉄沿線の特産を直売

2月14日から15日にかけて、近畿日本鉄道株式会社と沿線自治体で構成される竹内街道・横大路（大道）活性化実行委員会は、「電車de竹内街道・横大路（大道）マルシェin大阪阿部野橋駅」を開いた。

竹内街道・横大路（大道）沿線地域の特産品や食材などを電車の車内で販売する催しで、大阪からは10ブース中、4ブースが出展し、みかんやワインなどの地域の特産品の直売を行った。（沼田）

全国農業図書案内

■はじめての農業委員会4

農業委員会業務の手引
基礎編

農業委員会の基礎知識や農地制度・農地法を、分かりやすく解説。研修教材としてもお勧め。（令和7年12月3日刊行、コードR07-33、550円、A4判）

随　想

棚田から始まった私の農業

株式会社里山創生研究所
代表取締役　山上　忠彦

私の農業は、棚田を守ることから始まりました。

豊能町高山は、大阪の中心部から車で一時間ほどの場所にある里山です。現在私は、この地でぶどうを育て、ワインを造り、ジビエを加工し、農家宿レストランを営んでいます。しかし、もともと私は農家に生まれたわけではありません。会社勤めを経てこの里山に移り住み、農業に関わるようになりました。

2018年に移住した当時、目の前には美しい棚田の風景が広がっていました。しかしその一方で、高齢化や担い手不足により耕作放棄地が増え、棚田の維持が難しくなりつつある現実もありました。

「この里山を次の世代へ残したい」。そんな思いから、地域の方々に加え、近隣の市町や大阪市内から集まった仲間とともに棚田の保全活動を始めたことが、私の農業の原点です。

棚田を守るためには、農業として成り立つ仕組みが必要です。そこで私は、この土地の価値を活かした農業を模索するようになりました。その一つが、棚田でのぶどう栽培とワイン造りです。大阪には古くからワイン産地がありますが、棚田でのぶどう栽培とワイン造りはこの地域ではまだ新しい取り組みです。試行錯誤を重ねながら小さなワイナリーを立ち上げ、栽培と醸造を続けてきました。社会人向け週末有機農業学校で学び、ワイナリーでの経験も重ねながら、今年ようやく「とよのワイン」として初めてのワインを世に送り出すことができました。

また、この地域では野生動物による農作物被害も深刻な問題となっています。私は「里山ジビエハンタースクール」を立ち上げ、仲間とともに鹿や猪を捕獲し、それらをジビエとして加工・提供する取り組みも行っています。農業、狩猟、食、観光を結びつけることで、里山の資源を循環させる仕組みづくりにも取り組んでいます。

棚田は単に農地というだけでなく、里山の風景や水の流れ、そして地域の暮らしを支えてきた大切な資源でもあります。田や畑が手入れされることで山や川の環境も守られ、里山全体の営みが続いていきます。農業を続けることは、この土地の風景や暮らしを守ることにもつながっているのだと確信しています。

都市のすぐ近くに、このような里山が残っています。都市に近いからこそ、多くの人が訪れ、農業や自然に触れ、この地域の価値を知ることができます。農業は単に作物を生産するだけではなく、地域の景観や文化を守り、人と人をつなぐ力を持っていると感じています。

棚田を守ることから始まった私の農業ですが、この里山の棚田と風景を次の世代へつないでいくことができるよう、これからもこの地で農業に向き合っていきたいと思います。

◇筆者の紹介（やまがみ　ただひこ）
大阪府豊能町高山で、農家宿レストラン「オーベルジュ ヤマガミ」、棚田再生事業「とよの高山ワイナリー」、人材育成事業「里山ジビエハンタースクール」を運営。ぶどう栽培、ワイン醸造、ジビエの活用など、里山資源を生かした農業と地域づくりに取り組む。